

引渡し前の内装工事着手承諾の覚書

売主 と買主 とは両者間で 年 月 日付締結した後記表示の不動産(以下「本物件」という。)の不動産売買契約(以下「原契約」という。)に関してつぎのとおり合意した。その証として本覚書2通を作成し売主・買主署(記)名押印のうえ各その1通を保有する。

第1条 売主は、原契約第 条(引渡し)の規定にかかわらず、買主が、買主の責任と負担において本物件引渡し前に内装工事(以下「本工事」という。)を行うことを承諾します。

2. 前項にもとづく本工事はつぎの各号のとおりとします。

(1)

(2)

3. 本工事を行う期間(以下「本期間」という。)は、 年 月 日から 年 月 日までの 日間とします。

第2条 原契約が解除された場合は、買主はその責任と負担においてただちに原状回復します。

第3条 買主は、本期間中の本物件の鍵の保管を含めた本物件の管理責任を負います。

2. 本期間中に買主または買主が依頼した工事関係者の故意または過失により、本物件の全部または一部が毀損もしくは滅失した場合は、その損失は、すべて買主の責任と負担において処理解決し、売主に何ら損害を与えません。

第4条 本覚書に記載なき事項は、原契約によります。

年 月 日 以 上

売 主 住 所
氏 名 印

買 主 住 所
氏 名 印

宅地建物取引業者 印

宅地建物取引業者 印

不動産の表示